開 発 許 可 ・宅 造 規 制　事 務 フ ロ ー チ ャ ー ト 図

事　前　相　談	注意　34条14号の適用を受ける案件は事前に審査会事務局に事案としてあげられるか協議が必要 （毎月第１・第３金曜日締切）第1金曜日が長浜市の休日を定める条例に該当する場合は、その翌週の金曜日を締切とする。
↓	
開発事前審査願　受付	県開発審査会に事前審査　　提出部数　４部
↓	
開発事前審査会（各課要件）	２ヶ月に１回 ＊注　都計法第34条第14号のうち提案基準に該当しないで基準規模以上になる開発行為　　約１ヶ月
↓	
開発許可等審査結果通知	
各課要件協議・３２条協議	都市計画課の確認書不要 本申請で要件協議
↓	
３２条　公共施設の同意	協議日数
↓	
開発許可申請（本申請受付） ※協定締結願（指導要綱） ○	＊添付書類等審査　　＊正・副の２部提出 但し副本返却するため省略できる。
↓	
開発許可申請手数料納入	約20日程
↓	
審　　査	県開発審査会 ２ヶ月に１回 ＊注　都計法第34条第14号に該当する開発　　＊（県開発審査会案件は実期間が必要）
↓	
開発行為許可通知 開発協定書締結 ○	許可と同時に協定締結
工事着工届	＊造成工事着手
↓	
完了届（公共施設完了届）	
↓	
完了検査済（公共施設）	
↓	
完了届	
↓	
完了検査	
↓	
検査済証の交付	
↓	
公　告　32条に伴う帰属処理	長浜市公告
↓	
建築工事着手	

＜関係法令手続き＞

◆農振除外

開発許可申請までに完了すること

◆農地転用

市街化区域…個別に受理

市街化調整区域
非線引き区域
都市計画区域外
― 開発許可と同時許可

＊開発事前審査会関係課
- 財政課
- 防災危機管理局（消防署）
- 政策デザイン課
- 市民活躍課
- 生涯学習課
- 環境保全課
- 農業振興課
- 森林田園整備課
- 商工振興課
- 建設監理課
- 建築課
- 下水道施設課
- 北部建設課
- 農業委員会
- 長浜水道企業団
- 都市計画課

＊長浜土木事務所（木之本）

＊所轄警察署（交通課）
〃　　（生活安全課）

「開発基準制度の取扱い基準」「開発行為に関する技術基準」「申請様式」については、長浜市ホームページにて確認できるようにHP（都市計画課）にて掲載しています。